

大和市告示第172号

大和市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市不育症治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市不育症治療費助成事業実施要綱（平成23年大和市告示第167号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第15条に規定する」を「の規定による」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による」に改める。

第5条中「2分の1以内」を「範囲内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、施行日以後の申請に係る助成について適用する。